

中小企業・農林水産業輸出代金保険の国別引受基準について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00086

沿革 令和2年6月29日 一部改正

中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048）第16条第1項第1号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記のように定める。

記

国又は地域ごとに定める引受基準は別表のとおりとし、次の1から6までに定めるところにより、「国名」欄の国又は地域ごとに「態度」、「決済条件」及び「その他の条件」の欄に記載された条件により引き受けるものとする。

1 引受国

引受国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「◎」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域を支払国（保証国がある場合には保証国。以下2及び3において同じ。）とする輸出契約（4に該当するものを除く。）については、保険契約を締結する。

2 条件付引受国

条件付引受国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「○」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸出契約（②のただし書きに該当するもの及び4に該当するものを除く。）については、次のとおり取り扱うものとする。

① 「決済条件」欄に「I L C」と記載のある国又は地域を支払国とする輸出契約については、当該輸出契約の代金の全部について、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）により決済される場合に保険契約を締結するものとする。この場合において、I L Cの取得された日以降、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任ずることとする。

なお、輸出契約の代金の一部がI L Cによる決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。

② 「その他の条件」欄に記載のある国又は地域を支払国とする輸出契約（ただし、イランについては、仕向国、支払国又は保証国をイランとする輸出契約）については、当該記載内容に該当する輸出契約について保険契約を締結するものとする。

3 特定制限国

特定制限国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「▲」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸出契約（4に該当するものを除く。）については、保険契約を締結しない。

ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする次のいずれかに該当する輸出契約については保険契約を締結する。

- ① 政府開発援助契約等（「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。）
- ② イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記（i）、（ii）のいずれかに該当するもの
- （i） 日本又は第三国（別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「×」又は「▲」と記載のある国又は地域は除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされているものに限る。以下3において同じ。）が発行又は確認するI L Cにより決済される輸出契約
- （ii） 支払が第三国となる輸出契約
- なお、上記（i）に該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、I L C取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。
- また、上記（i）又は（ii）に該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。

（注1）政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。

- イ 輸出契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。
- ロ 輸出契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国の銀行が発行若しくは確認するI L Cにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

（注2）輸出契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認するI L Cにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

（注3）上記（注1）ロ又は上記（注2）に該当する場合（ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする輸出契約にあつては、上記①、②（i）又は（注2）に該当し且つ支払国がイラクとなる場合）であって、保険契約の申込時においてI L Cを取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」

4 引受停止国

引受停止国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「×」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約については、上記1から3までにかかわらず、保険契約を締結しない。

5 仕向国、支払国及び保証国

上記1から4までにおける仕向国、支払国及び保証国については、「別紙1 仕向国、支払国及び保証国の取扱い」により取り扱うこととする。

6 その他

公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない輸出契約については、保険契約を締結しないこととする。

附 則〔抄〕

附 則〔令和2年6月29日〕

この改正は、令和2年7月3日から実施する。

[別紙 1]

仕向国、支払国及び保証国の取扱い

- 1 輸出契約の仕向国は、以下によるものとする。
 - ① 貨物の最終到着地の属する国
 - ② 本邦内において貨物の受渡しを行う輸出契約の場合は、輸出契約に定める最終仕向地の属する国（輸出契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、輸出契約の相手方が所在する国）

- 2 輸出契約の支払国は、以下によるものとする。
 - ① 輸出契約の相手方が所在する国
 - ② 輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国

- 3 輸出契約の保証国は、以下によるものとする。
 - ① I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国（I L C発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国）
 - ② 確認付のI L Cの場合は、当該I L Cの確認銀行が所在する国（I L C確認銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国）

[別紙 2]

政府開発援助契約等

政府開発援助契約等とは、次に掲げる借款等（注）により決済される輸出契約をいう。

- 1 決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金のいずれかにより行われる借款等
 - (1) 日本政府が行う円借款等政府開発援助
 - (2) 国際協力銀行に係る貸付契約
 - (3) 国際復興開発銀行（IBRD）借款
 - (4) 国際金融公社（IFC）借款
 - (5) 国際開発協会（IDA）借款
 - (6) アジア開発銀行（ADB）借款
 - (7) 米州開発銀行（IDB）借款
 - (8) 欧州開発基金（EDF）借款
 - (9) 欧州投資銀行（EIB）借款
 - (10) 国際農業開発基金（IFAD）借款
 - (11) 欧州復興開発銀行（EBRD）借款
 - (12) アフリカ開発銀行（AfDB）借款
 - (13) アフリカ開発基金（AfDF）借款
 - (14) カリブ開発銀行（CDB）借款
 - (15) アンデス開発公社（CAF）借款
 - (16) 中米経済統合銀行（CABEI）借款
- 2 日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等

注：保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあつては契約発効済）であることを書面にて確認できる場合に限る。

[別表]

国別引受基準

国 コード	国名	国カテゴリー	態度	決済条件	その他の 条件
201	アイスランド	C	◎		
206	アイルランド	C	◎		
150	アゼルバイジャン	F	○		
130	アフガニスタン	H	×		
304	アメリカ合衆国	A	◎		
147	アラブ首長国連邦	C	◎		
503	アルジェリア	F	○		
413	アルゼンチン	H	○		
380	アルバ（蘭）	E	◎		
229	アルバニア	F	○		
151	アルメニア	G	○		
337	アンギラ（英）	D	◎		
535	アンゴラ	G	○		注 1
331	アンティグア・バーブーダ	H	○		
212	アンドラ	D	◎		
149	イエメン	H	×		
143	イスラエル	D	◎		
220	イタリア	A	◎		
134	イラク	H	▲		
133	イラン	H	○		注 2
123	インド	D	◎		
118	インドネシア	D	◎		
542	ウガンダ	G	○		
238	ウクライナ	G	○		
152	ウズベキスタン	F	○		
412	ウルグアイ	D	◎		
205	英国	A	◎		
332	英領バージン諸島	A	◎		
406	エクアドル	H	○		
506	エジプト	F	○		
235	エストニア	B	◎		
556	エスワティニ	G	○		
538	エチオピア	H	○		
559	エリトリア	H	▲		
309	エルサルバドル	F	○		
601	オーストラリア	A	◎		
225	オーストリア	A	◎		
141	オマーン	F	○		
207	オランダ	A	◎		
517	ガーナ	G	○		
522	カーボベルデ	G	○		
403	ガイアナ	G	○		
153	カザフスタン	F	○		
140	カタール	D	◎		

国 コード	国 名	国カテゴリー	態度	決済条件	その他の 条件
302	カナダ	A	◎		
531	ガボン	G	○		
527	カメルーン	G	○		
511	ガンビア	H	○		
120	カンボジア	G	○		
104	北朝鮮	H	×		
244	北マケドニア	F	○		
627	北マリアナ諸島（米）	D	◎		
513	ギニア	H	○		
512	ギニアビサウ	H	○		
233	キプロス（北部トルコ占領地域を除く）	E	◎		
無コード	キプロス北部トルコ占領地域	—	×		
321	キューバ	H	○		注 3
381	キュラソー（蘭）	F	○		
230	ギリシャ	F	○		
615	キリバス	H	○		
154	キルギス	H	○		
306	グアテマラ	E	◎		
620	グアム（米）	B	◎		
138	クウェート	C	◎		
607	クック諸島	F	○		
301	グリーンランド（デ）	B	◎		
329	グレナダ	H	○		
241	クロアチア	E	◎		
328	ケイマン諸島（英）	A	◎		
541	ケニア	G	○		
516	コートジボワール	G	○		
311	コスタリカ	E	◎		
248	コソボ	G	○		
558	コモロ	H	○		
401	コロンビア	E	◎		
532	コンゴ共和国	H	○		
533	コンゴ民主共和国	H	○		
137	サウジアラビア	C	◎		
610	サモア独立国	H	○		
536	サントメ・プリンシペ	H	○		
554	ザンビア	H	○		
303	サンピエール島・ミクロン島（仏）	C	◎		
282	サンマリノ	D	◎		
514	シエラレオネ	H	○		
539	ジブチ	H	○		
219	ジブラルタル	A	◎		
316	ジャマイカ	G	○		
157	ジョージア（南オセチア自治州・アブハジア自治共和国を除く）	G	○		
無コード	ジョージア南オセチア自治州・アブハジア	—	×		

国 コード	国名	国カテゴリー	態度	決済条件	その他の 条件
	自治共和国				
145	シリア	H	×		
112	シンガポール	A	◎		
549	ジンバブエ	H	○		
215	スイス	A	◎		
203	スウェーデン	A	◎		
507	スーダン	H	○		
218	スペイン	B	◎		
404	スリナム	G	○		
125	スリランカ	G	○		
246	スロバキア	B	◎		
242	スロベニア	C	◎		
158	西岸・ガザ（パレスチナ自治区）	H	○		注4
544	セーシェル	G	○		
530	赤道ギニア	H	○		
510	セネガル	F	○		
228	セルビア	E	◎		
335	セントクリストファー・ネイビス	G	○		
336	セントビンセント・グレナディーン諸島	G	○		
384	セント・マーチン（仏）	D	◎		
383	セント・マーチン（蘭）	D	◎		
330	セントルシア	G	○		
540	ソマリア	H	×		
613	ソロモン	H	○		
317	タークス・カイコス諸島（英）	C	◎		
111	タイ	D	◎		
103	大韓民国	B	◎		
106	台湾	B	◎		
155	タジキスタン	H	○		
543	タンザニア	G	○		
245	チェコ	B	◎		
528	チャド	H	○		
271	チャンネル諸島（ガーンジー管区）（英）	A	◎		
270	チャンネル諸島（ジャージー島）（英）	A	◎		
529	中央アフリカ共和国	H	×		
105	中華人民共和国	C	◎		
504	チュニジア	G	○		
409	チリ	C	◎		
624	ツバル	H	○		
204	デンマーク	A	◎		
213	ドイツ	A	◎		
518	トーゴ	G	○		
333	ドミニカ	H	○		
323	ドミニカ共和国	E	◎		
320	トリニダード・トバゴ	D	◎		
156	トルクメニスタン	H	○		

国 コード	国 名	国カテゴリー	態度	決済条件	その他の 条件
234	トルコ	F	○		
614	トンガ	H	○		
524	ナイジェリア	G	○	I L C	
550	ナミビア	G	○		
609	ニウエ島 (ニューゼーランド)	F	○		
310	ニカラグア	H	○		
525	ニジェール	H	○		
192	日本	A	◎		
618	ニューカレドニア (仏)	B	◎		
606	ニューゼーランド	A	◎		
131	ネパール	G	○		
202	ノルウェー	A	◎		
135	バーレーン	F	○		
322	ハイチ	H	▲		
124	パキスタン	H	○		
312	パナマ	E	◎		
611	バヌアツ	H	○		
315	バハマ	D	◎		
602	パプアニューギニア	G	○		
314	バミューダ島 (英)	B	◎		
628	パラオ	E	◎		
411	パラグアイ	F	○		
319	バルバドス	H	○		
227	ハンガリー	D	◎		
127	バングラデシュ	F	○		
128	東ティモール	G	○		
612	フィジー	F	○		
117	フィリピン	D	◎		
222	フィンランド	A	◎		
132	ブータン	G	○		
324	プエルトリコ (米)	F	○		
405	仏領ギアナ	A	◎		
327	仏領西インド諸島	C	◎		
619	仏領ポリネシア	D	◎		
410	ブラジル	F	○		
210	フランス	A	◎		
232	ブルガリア	D	◎		
521	ブルキナファソ	H	○		
116	ブルネイ	C	◎		
534	ブルンジ	H	○		
621	米領サモア	F	○		
110	ベトナム	E	◎		
519	ベナン	G	○		
402	ベネズエラ	H	×		
239	ベラルーシ	G	○		
308	ベリーズ	H	○		

国 コード	国 名	国カテゴリー	態度	決済条件	その他の 条件
407	ペルー	D	◎		
208	ベルギー	A	◎		
223	ポーランド	C	◎		
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H	○		
555	ボツワナ	D	◎		
385	ボネール島（蘭）	A	◎		
408	ボリビア	F	○		
217	ポルトガル	C	◎		
108	香港	D	◎		
307	ホンジュラス	F	○		
625	マーシャル諸島	H	○		
129	マカオ	C	◎		
546	マダガスカル	H	○		
580	マディラ諸島（葡）	C	◎		
553	マラウイ	H	○		
520	マリ	H	○		
221	マルタ	B	◎		
113	マレーシア	C	◎		
626	ミクロネシア	H	○		
551	南アフリカ共和国	E	◎		
560	南スーダン共和国	H	×		
122	ミャンマー	G	○		
305	メキシコ	D	◎		
547	モーリシャス	D	◎		
509	モーリタニア	H	○		
545	モザンビーク	H	○		
211	モナコ	A	◎		
126	モルディブ	H	○		
240	モルドバ	H	○		
501	モロッコ	D	◎		
107	モンゴル	H	○		
334	モンセラット（英）	D	◎		
247	モンテネグロ	H	○		
144	ヨルダン	F	○		
121	ラオス	H	○		
236	ラトビア	C	◎		
237	リトアニア	C	◎		
505	リビア	H	×		
280	リヒテンシュタイン	A	◎		
515	リベリア	H	○		
231	ルーマニア	D	◎		
209	ルクセンブルク	A	◎		
526	ルワンダ	G	○		
552	レソト	G	○		
146	レバノン	H	○	I L C	
548	レユニオン（仏）	A	◎		

国 コード	国 名	国カテゴリー	態度	決済条件	その他の 条件
224	ロシア	E	◎		

注 1：次のいずれかに該当する場合に保険契約を締結するものとする。

- ① 輸出契約の代金の全部について I L C により決済される場合。この場合において、当該 I L C の取得された日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険証券に次の特約を記載する。なお、輸出契約の代金の一部が I L C による決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。

「株式会社日本貿易保険は、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」

- ② アンゴラ中央銀行が輸出契約の代金の全部について決済を認める場合。

注 2：保険契約の申込時において、輸出契約について取引銀行による資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険契約を締結するものとする。

注 3：個別案件の決済可能性を勘案の上、引受可否を決定する。また、輸出契約の代金の全部について、Banco Nacional de Cuba が発行する I L C による決済を行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合、当該 I L C の取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。なお、輸出契約の代金の一部が I L C による決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。

「株式会社日本貿易保険は、Banco Nacional de Cuba が発行する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」

注 4：西岸・ガザ（パレスチナ自治区）向け輸出契約においては、保険契約の締結に際し、保険契約に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争・革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」